

# あらゆる新型ウイルス対策制度を活用して、年のoganを取り戻すために力を合わせよう

## 国保料・介保料などの減免

今年の年間の事業収入(売上)が昨年と比較して30%以上減少する見込みであれば保険料の減免が受けられます(すでに支払われた保険料は還付されます)。

昨年の申告所得が300万円以下であれば全額、300万円以上400万円以下でも80%が免除されることとなります(所得に応じて保険料の減免額が変わる)。

また対象となるのは「世帯の主たる生計維持者」となっており、世帯主以外の収入でも減免されることとなります。

### 注意事項

昨年度の申告所得が0もしくはマイナスの申告をされている方は対象外となっています。これは減免額の計算式に欠陥があることが原因です。国に計算式の見直しを求めるとともに、新潟市に救済措置を取らせるよう声を上げていきましょう。

## 中小業者を守る制度を求めて運動を広げよう!



## 持続化給付金・家賃支援給付金

### 持続化給付金(来年1/15で終了)

昨年の同月との比較で今年の売上が50%以上減少した人が対象となります(個人の白色申告は昨年の売上を12で割った平均値と比較)。給付上限は個人100万円、法人200万円。

### 家賃支援給付金(来年1/15で終了)

昨年の同月との比較で今年の売上が50%以上減少、もしくは連續3ヶ月の売上が30%以上減少した場合に対象となります。給付上限は個人300万円、法人600万円。

※どちらの給付金もオンライン申請となります。

申請希望の場合は民商事務所までご連絡ください。

# 新潟民商

新潟民主商工会  
新潟市沿垂西3丁目  
電話(243)0141

20年11月30日

## 緊急融資制度(県の制度もあります)

### 日本政策金融公庫

#### \*新型コロナウイルス感染症特別貸付&利子補給制度

金利 実質3年間無利子、据置期間5年

要件 ①直近1ヶ月の売上高が前年又は前々年より5%減少

②業歴1年に満たない場合は次のいずれかより5%減少

a 過去3ヶ月(直近1ヶ月含)の平均売上高

b 2019年12月の売上高

c 2019年10~12月の平均売上高

※法人事業者は15%減少で実質無利子に

### 保証協会付融資制度

#### \*セーフティネット保証4号(債務の100%保証)

要件 売上高が前年同月比20%以上減少

#### \*セーフティネット保証5号(債務の80%保障)

要件 売上高が前年同月比5%減少

### 日程

県連・共済学習集会	12月6日	(月)
新潟市交渉	11月30日	(月)

## 共済制度への質問あいさつ理解深め合う 亀田支部共済会＆班支部活動学習会

11月22日に亀田支部は毎年恒例となっている日帰り共済学習会を開催。阿賀町の「三川温泉旅館まる」に会場に13名が参加しました。

共済学習会は支部共済担当の松本さんと田辺さんが講師として説明。Q&Aと見舞金・祝金をまとめた資料で行いました。「事業継承して息子が会員になつた場合親は共済を退会しないといけないのか?」という質問に、「共済制度は終身であり退会しなくていい」ことを知ると、それは助かると多くの声が上りました。また班支部学習会では班支部活動の手引きを読み合わせ。亀田支部が今後5つの班で活動していくことを地図と班名簿を使い説明しました。



学習会の後は各自温泉に入り、乾杯後は美味しい料理と酒を肴に楽しく懇談しました。

## 新潟民商共済会 大腸がん検診の結果

11月に実施した共済会の大腸がん検診は636名が受診し、その内46名(男性28名・女性18名)に陽性反応がありました。検診結果につきましては支部役員または共済係より検診結果が記載された用紙をそれぞれお届けします。便中ヘモグロビンが(+)の方は再検査をお願いします。

## 陽性反応(+)となつた共済加入者のみなさんへ

今回実施された検査結果において再検査費用の助成を今年も行います。新商連(民商県連)より5千円、新潟民商共済会より上限5千円となります。助成の条件は次のとおりです。

- ① 全商連共済会に加入している方
- ② 役員・事務局から陽性反応の告知を受けて、二ヶ月以内に再検査をされた方
- ③ 受診医院の領収書のある方

領収書のコピーを添えて支部を通じて請求をお願いします。

## 年末調整作成会

### 中央・西ブロック

【日時】 12月17日(木) 午後1:30～  
午後6:30～  
12月21日(月) 午後1:30～  
午後6:30～

【場所】 新潟民商會館 4F

### 北東ブロック

【日時】 12月22日(火) 午後1:30～  
午後6:00～

【場所】 東区プラザ 講座室2

★準備していただきるもの  
★税務署から送られてきている年末調整関係の書類  
★賃金台帳  
★7月に納めた源泉税納付書控  
★配偶者と扶養家族の収入金額  
★生命保険等の控除証明書  
★国保・国民年金の支払額の控除証明するもの

## 年末調整 今年は複数の変更点に注意

- ・基礎控除 38万円 ⇒ 48万円  
基礎控除が上がる代わりに給与所得控除が下がる。  
(= 年収 850万円以下の方は増減無し)
- ・各種扶養控除の判定  
所得 38万円以下 ⇒ 48万円以下  
(配偶者控除・勤労学生も 10万円 増)
- ・ひとり親控除 35万円 (新設)  
要件: 生計を一にする子がいる、所得 500万円以下  
事実婚のパートナーがいない
- ・寡婦控除 27万円 ※寡夫控除は廃止  
要件: 扶養親族がいる (父母など)、所得 500万円以下  
事実婚のパートナーがいない
- ・配偶者・配偶者特別控除の申告書の様式が変更  
基礎控除額の判定をする枠などが追加

今年から基礎控除が10万円上がり給与所得控除が10万円下がる、「ひとり親控除」が新設され寡夫控除は廃止、配偶者控除の申告書の様式変更などいくつかの変更があります。